

報告事項1（周知・報告）

平成26年度入学者選抜における合否判定過誤及び全校調査結果について

府立北千里高等学校における平成26年度前期入学者選抜において生じた合否判定の過誤及び府立学校を対象に実施した選抜事務の実施状況に係る調査の結果について、別紙のとおり報告する。

平成26年4月18日

平成 26 年度入学者選抜における合否判定過誤 及び全校調査の結果について

1 大阪府立北千里高等学校における合否判定過誤

(1) 事案の概要

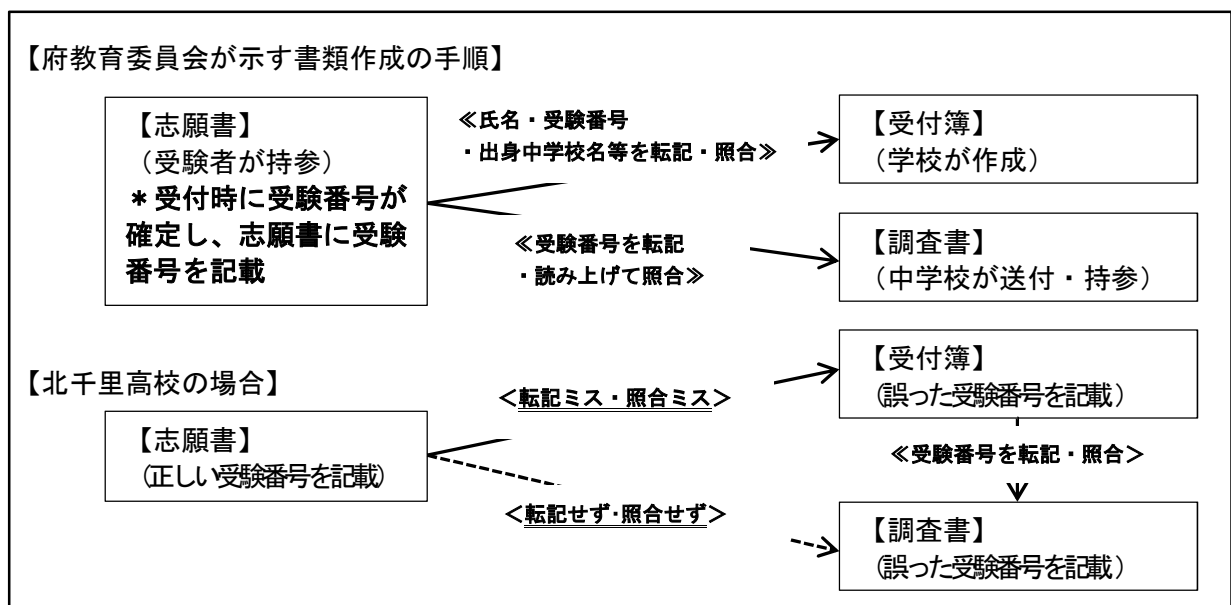
4月上旬、生徒から自身の前期入学者選抜に係る情報開示を求められた際、開示資料の受験番号、氏名に齟齬のあることがわかり、精査の結果、4名の生徒の調査書に誤った受験番号を記載したことが判明した。

合否判定のやり直しをした結果、前期入学者選抜において不合格とされていた1名が合格となり、その生徒が後期選抜を受験して合格していたため、後期選抜において不合格とした生徒1名を合格とすることとした。

(2) 事案が起こった原因

- ① 志願書の受付後、志願書から氏名、受験番号、出身中学校名等を転記し受付簿を作成する際に、受験番号の取り違えが起こり、受付簿が誤って作成された。
- ② この誤った受付簿をもとに、調査書に受験番号を記載した。(※)
- ③ 志願書と調査書を読み上げて照合する作業を実施しなかった。(※)
- ④ 「マニュアル」にあるチェックリストを活用して、選抜事務作業の状況を把握していなかった。(※)

- ・「マニュアル」とは、府教育委員会作成の「入学者選抜事務点検マニュアル」を指す。
- ・上記(※)が「マニュアル」を遵守しなかった点である。



2 府立学校に対する選抜事務実施状況に係る調査結果

府立北千里高等学校の事案を受けて、選抜を実施している府立学校 157 校（高等学校 154 校（北千里高校を含む。）、支援学校 3 校）に対し、「マニュアル」遵守に関する調査を行った。

結果は次のとおりである。

(1) マニュアルに記載されている項目をすべて遵守したか。

<結果>

遵守した	一部遵守していない
153校	4校

(北千里高校、富田林高校、福井高校、泉陽高校)

<マニュアル遵守違反の内容> (北千里高校の内容は再掲)

マニュアルでの指示	実際に行ったこと	学校名
志願書から調査書に受験番号を転記する。	受付簿から調査書に受験番号を転記した。	北千里
志願書と調査書を読み上げて照合する。	受付簿と調査書を読み上げて照合した。	北千里
調査書評定、学力検査等の得点を2系統のパソコンに入力後、それぞれ印刷した一覧表と原本(調査書、答案)との照合を行う。	1系統は印刷した一覧表と原本を照合したが、もう1系統については入力した2台(2系統)のパソコンのデータで照合した。	富田林
採点の点検/照合時に気付いた誤りは、青色ペン(点検)、緑色ペン(照合)で訂正し、点検時であれば2名(採点者、点検者)、照合時であれば2名(採点者、照合者)もしくは3名(採点者、点検者、照合者)が確認し押印する。	点検/照合時に誤りに気付いたが、採点(赤色ペン)時に気付いた際の訂正方法(赤色ペンで訂正し、採点者が押印する)とした。	福井 泉陽
答案の小計は、答案を採点し、その点検が終了した後行う。	答案を採点后、点検をする前に小計を行ったため、集計ミスに繋がった。	泉陽
ボーダーゾーン内及びその前後の受験者の答案を再点検する。	再点検を行う際、特定の教科で小計、得点の点検を怠ったため、集計ミスが発見できなかった。	泉陽

※北千里以外の高校では、合否に影響はなかった。

※採点に係るマニュアル遵守違反(福井高校、泉陽高校)については、平成25年度末の特別点検時に判明したもの。

(2) マニュアルにあるチェックリストを活用したか。

<結果>

活用した	活用していない
156校	1校

(北千里高校)

【参考】茨木市立中学校の調査書記載過誤

(1) 事案の概要

平成26年度後期入学者選抜において、市内1校12名の調査書に評定の記載誤りがあった。その生徒が受験した高等学校において、正しい評定を用いて合否判定をやり直した結果、合否に影響はなかった。

(2) 事案が起こった原因

調査書記載の原本となる成績一覧表を作成する際に、5科目で記入欄を間違えた。さらに、成績一覧表と正しい評定との照合をしなかったため、誤った成績一覧表に基づいて調査書が作成され、誤った評定が記載された。

報告事項1（周知・報告）

平成26年度入学者選抜における合否判定過誤及び全校調査結果について

府立北千里高等学校における平成26年度前期入学者選抜において生じた合否判定の過誤及び府立学校を対象に実施した選抜事務の実施状況に係る調査の結果について、別紙のとおり報告する。

平成26年4月18日

平成 26 年度入学者選抜における合否判定過誤 及び全校調査の結果について

1 大阪府立北千里高等学校における合否判定過誤

(1) 事案の概要

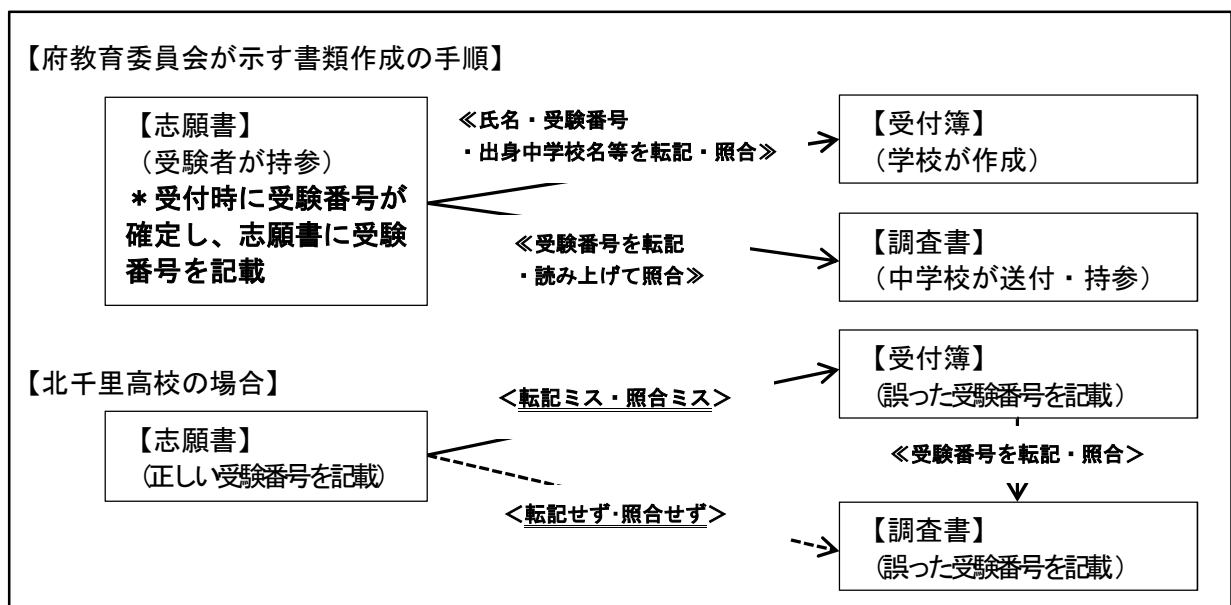
4月上旬、生徒から自身の前期入学者選抜に係る情報開示を求められた際、開示資料の受験番号、氏名に齟齬のあることがわかり、精査の結果、4名の生徒の調査書に誤った受験番号を記載したことが判明した。

合否判定のやり直しをした結果、前期入学者選抜において不合格とされていた1名が合格となり、その生徒が後期選抜を受験して合格していたため、後期選抜において不合格とした生徒1名を合格とすることとした。

(2) 事案が起こった原因

- ① 志願書の受付後、志願書から氏名、受験番号、出身中学校名等を転記し受付簿を作成する際に、受験番号の取り違えが起こり、受付簿が誤って作成された。
- ② この誤った受付簿をもとに、調査書に受験番号を記載した。(※)
- ③ 志願書と調査書を読み上げて照合する作業を実施しなかった。(※)
- ④ 「マニュアル」にあるチェックリストを活用して、選抜事務作業の状況を把握していなかった。(※)

- ・「マニュアル」とは、府教育委員会作成の「入学者選抜事務点検マニュアル」を指す。
- ・上記(※)が「マニュアル」を遵守しなかった点である。



2 府立学校に対する選抜事務実施状況に係る調査結果

府立北千里高等学校の事案を受けて、選抜を実施している府立学校 157 校（高等学校 154 校（北千里高校を含む。）、支援学校 3 校）に対し、「マニュアル」遵守に関する調査を行った。

結果は次のとおりである。

(1) マニュアルに記載されている項目をすべて遵守したか。

<結果>

遵守した	一部遵守していない
153校	4校

（北千里高校、富田林高校、福井高校、泉陽高校）

<マニュアル遵守違反の内容>（北千里高校の内容は再掲）

マニュアルでの指示	実際に行ったこと	学校名
志願書から調査書に受験番号を転記する。	受付簿から調査書に受験番号を転記した。	北千里
志願書と調査書を読み上げて照合する。	受付簿と調査書を読み上げて照合した。	北千里
調査書評定、学力検査等の得点を2系統のパソコンに入力後、それぞれ印刷した一覧表と原本（調査書、答案）との照合を行う。	1系統は印刷した一覧表と原本を照合したが、もう1系統については入力した2台（2系統）のパソコンのデータで照合した。	富田林
採点の点検/照合時に気付いた誤りは、青色ペン（点検）、緑色ペン（照合）で訂正し、点検時であれば2名（採点者、点検者）、照合時であれば2名（採点者、照合者）もしくは3名（採点者、点検者、照合者）が確認し押印する。	点検/照合時に誤りに気付いたが、採点（赤色ペン）時に気付いた際の訂正方法（赤色ペンで訂正し、採点者が押印する）とした。	福井 泉陽
答案の小計は、答案を採点し、その点検が終了した後行う。	答案を採点后、点検をする前に小計を行ったため、集計ミスに繋がった。	泉陽
ボーダーゾーン内及びその前後の受験者の答案を再点検する。	再点検を行う際、特定の教科で小計、得点の点検を怠ったため、集計ミスが発見できなかった。	泉陽

※北千里以外の高校では、合否に影響はなかった。

※採点に係るマニュアル遵守違反（福井高校、泉陽高校）については、平成 25 年度末の特別点検時に判明したものの。

(2) マニュアルにあるチェックリストを活用したか。

<結果>

活用した	活用していない
156校	1校

(北千里高校)

【参考】茨木市立中学校の調査書記載過誤

(1) 事案の概要

平成26年度後期入学者選抜において、市内1校12名の調査書に評定の記載誤りがあった。その生徒が受験した高等学校において、正しい評定を用いて合否判定をやり直した結果、合否に影響はなかった。

(2) 事案が起こった原因

調査書記載の原本となる成績一覧表を作成する際に、5科目で記入欄を間違えた。さらに、成績一覧表と正しい評定との照合をしなかったため、誤った成績一覧表に基づいて調査書が作成され、誤った評定が記載された。